

令和2年第12回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和2年12月25日（金） 13時31分開会
14時32分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里

■ 欠席委員

教育委員 : 中村 みゆき

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第19号 指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結に係る議案の決定について
 - ・ 日程第2 議案第52号 指宿市教育委員会公印規則等の一部改正について
 - ・ 日程第3 議案第53号 指宿市立小中学校事務支援室運営規程の一部改正について

- ・ 日程第4 議案第54号 指宿市立学校就学旅行等に関する追加費用等補助金交付要綱の制定について
 - ・ 日程第5 議案第55号 指宿市スクールバス運行管理規則の制定について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和2年第12回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、中村委員が欠席しておりますが、定数に達しておりますので会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第11回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、七夕職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1項目目でございます。

11月27日、鹿児島県教組と冬休み期間中の教職員の勤務、労働環境、福利厚生に関する内容について話し合いをさせていただきました。

2項目目でございます。

令和2年第4回指宿市議会定例会がございました。11月30日の10時から本会議、12月15日から17日まで一般質問。一般質問では、指宿市民会館整備関連工事や、いぶすきフットボールパーク等について質問をいただきました。12月23日の本会議で終了いたしました。

3項目目でございます。

12月1日、指宿市立小・中・高等学校教頭研修会がございました。児童生徒の安心安全に配慮しながら職務に遂行するように指導したところでございます。

4項目目でございます。

12月4日、指宿市立小・中・高等学校臨時校長研修会を実施いたしました。服務規律についての研修会がございました。

5項目目でございます。

12月5日、指宿市生涯学習フェスティバルが開催され、その中で社会教育功労者等表彰式が行われました。表彰式には、教育委員の皆様にも出席していただきました。ありがとうございました。この表彰は、指宿市の児童生徒、市民のためにボランティア活動で永年ご尽力いただいた方々が表彰されました。その後、指宿市人権教育講演会がございました。本年度の新型コロナウイルスに対しての心のケア等の講演をしていただきました。

6項目目でございます。

12月13日、第61回南日本10kmロード通信競技大会がございました。この大会は、第34回県地区対抗女子駅伝競走大会並びに第68回県下一周市郡対抗駅伝競走大会の予選を兼ねての大会がございました。今年度は、新型コロナウイルス感染対策で大会が中止する中、開催できたというのはとてもよかったのではないかなと感じております。7項目目を含めまして申し上げますが、県地区対抗女子駅伝競走大会は1月31日に霧島市で予定されており、県下一周市郡対抗駅伝競走大会は2月13日から17日までを予定しております。

8項目目でございます。

12月23日、指宿市立小・中・高等学校臨時校長研修会がございました。こちらも服務規律についての研修会がございました。

9項目目でございます。

同じく23日に、指宿市スポーツ活動優秀選手等表彰式が行われました。今年度に活躍した選手、団体への表彰です。今後の活躍についても期待したいと思います。この表彰式には、七夕職務代理者と福富委員にも参加していただきました。

10項目目でございます。

12月24日、時遊館COCOはしむれ令和2年度企画展のオープニングに参加させていただきました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第19号，指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結に係る議案の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1，報告第19号，指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結に係る議案の決定について，ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結に係る議案を別紙のとおり決定いたしましたので，同条第2項の規定により報告するものであります。

3ページをご覧ください。

当該工事請負契約につきましては，11月27日に2者による条件付一般競争入札の結果，落札業者が決定いたしましたので，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，予定価格1億5千万円以上である同契約の締結に係る議案を，去る12月23日開催されました，第4回市議会定例会に提出し，同意されたところであります。

契約の目的は，指宿市民会館整備関連工事で，契約の方法は，条件付一般競争入札，契約金額は，27億18万1千円であります。契約の相手方は，北九州市八幡東区山王2丁目19番1号。奥村・堀之内・オーデン・常盤特定建設工事共同企業体で，代表者は，株式会社奥村組九州支店 常務執行役員支店長 林裕之であります。

工事の概要につきましては，指宿市民会館整備関連工事に係る建築，電気設備，機械設備，昇降機設備等に係る工事及び新設する受変電設備から，なのはな館へ電気を供給するための配線改修に係る工事を行うものであります。

なお，工期につきましては，令和4年5月27日までとしているところであります。

以上で報告を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第1，報告第19号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2，議案第52号，指宿市教育委員会公印規則等の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2，議案第52号，指宿市教育委員会公印規則等の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市教育委員会公印規則等の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

5ページをご覧ください。

本議案は，令和3年4月1日に山川地域の4小学校を廃止し，新たに「山川小学校」が開校することに伴い，「指宿市教育委員会公印規則」，「指宿市立学校管理規則」及び「指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の3本の規則を1本の規則で改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては，通常，例規の一部改正の場合，新旧対照表でご説明いたしますが，今回は改正文において改正前と改正後の内容が明確に記載されておりますので，改正文でご説明申し上げます。

まず，第1条は「指宿市教育委員会公印規則」の一部改正であります。別表にある山川地域の現在の4小学校の学校名及び校長名をもってする公文書用の公印を廃止し，新「山川小学校」の公印を定めるものであります。

7ページをご覧ください。

第2条は「指宿市立学校管理規則」の一部改正であります。第65条の2の中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育に関する表中，現在の山川地域の4小学校を廃止して，新「山川小学校」の1校を定めるものであります。

第3条は「指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部改正であります。別表中「校区に属する地区」を「校区に属する区・地区」に文言を改め，別表に定める現在の山川地域の4小学校のそれぞれの通学区域を廃止して，新「山川小学校」1校の通学区域を定めるものであります。

なお，附則において，この規則は，令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第52号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第52号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第53号，指宿市立小中学校事務支援室運営規程の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，議案第53号，指宿市立小中学校事務支援室運営規程の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の21ページをご覧ください。

指宿市立小中学校事務支援室運営規程の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本議案は、令和3年4月1日に山川地域の4小学校を廃止し、新たに「山川小学校」が開校することに伴い、現行の学校事務支援室の枠組み等を見直すため、所要の改正をしようとするものであります。学校事務支援室は、学校事務を共同で実施し、事務の効率化を図るとともに学校運営に関する支援を行うことを目的として設置しております。

また、小中学校を地区ごとに分け、各地区に共同実施を主体的に行う拠点校と当該拠点校と連携して業務を行う連携校をそれぞれ指定しております。

改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、23ページをご覧ください。表内のアンダーライン部分が改正箇所になります。

今回の山川地域の小学校再編により、山川地区は連携校が3校から1校に、開聞地区は連携校が3校から2校になることから、両地区は学校事務支援室が十分に機能せず学校事務の共同実施の目的を達成できない恐れがあります。このため、山川地区と開聞地区を1地区に集約するとともに、同地区の拠点校として指宿市立山川中学校を指定するものであります。

また、併せて地区の名称について、現行の指宿南地区を指宿中央地区に改め、山川地区及び開聞地区を集約した地区を指宿南地区と定めるものであります。

なお、附則において、この訓令は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第53号については，提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第3，議案第53号は，提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に，日程第4，議案第54号，指宿市立学校就学旅行等に関する追加費用等補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4，議案第54号，指宿市立学校修学旅行等に関する追加費用等補助金交付要綱の制定について，提案のご説明を申し上げます。

資料の24ページをご覧ください。

指宿市立学校修学旅行等に関する追加費用等補助金交付要綱を別紙のとおり制定したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本議案は，新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策等を講じたことにより生じた修学旅行等における追加費用（キャンセル料及び貸切バスの増便に係る費用）について，保護者に対する補助金交付を行うために必要な事項を定めようとするものであります。

要綱の主な内容につきましては，常深学校教育課長がご説明申し上げます。

(常深課長)

それでは，要綱の概要について，ご説明いたします。

資料の25ページをご覧ください。

第2条から第4条においては，定義，補助対象者及び補助対象経費について規定しております。学校が実施する修学旅行，校外学習，遠足等の行事の中止又は延期により生じたキャンセル料と，修学旅行等の行事を実施する際に新型コロナウイルス感染症拡大防止のための三密対策として利用した貸切バスの増便に係る費用を補助対象経費とし，対象となる児童・生徒の保護者に対し補助金として交付しようとするものであります。

第5条においては、補助金の額について規定しており、国土交通省のGo To トラベル事業や各自治体が誘客対策として実施している修学旅行支援事業等による補助金額を控除した額を補助対象経費としようとするものであります。

第6条から第14条においては、補助金交付までの具体的な手続について定めるものであります。

なお、附則において、この告示は令和2年12月28日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

12月28日から施行するとなっております。修学旅行がコロナの影響で実施できなくて、施行されてから実施できるようになった学校が何校ありますか。

(常深課長)

まず、この要綱につきましては、12月28日に施行しまして、適用については、遡って4月1日から適用できるようになっております。

それから、12月までに終わった学校がほとんどでございますが、年が明けて1月、2月、3月に修学旅行を実施する学校が、現在のところ柳田小学校、丹波小学校、西指宿中学校の3校となっております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第54号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第54号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第55号、指宿市スクールバス運行管理規則の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5、議案第55号、指宿市スクールバス運行管理規則の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の36ページをご覧ください。

指宿市スクールバス運行管理規則を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本議案は、児童生徒の通学の用に供するために運行するスクールバスの運行管理に関し、趣旨や利用者の範囲、運行時刻、利用料、利用申請の方法、運転者の義務など必要な事項を定めようとするものであります。

規則の主な内容につきましては、中島学校整備室長がご説明申し上げます。

(中島室長)

それでは、規則の概要について、ご説明いたします。

資料の37ページをご覧ください。

第2条及び第3条において、スクールバスの運行管理は教育委員会が行い、スクールバスの運行調整や児童生徒への安全指導を学校長に委任して行うこととしています。

第4条第1項において、スクールバスを利用できる児童生徒は、山川地域の福元区、町区、岡児ケ水区、浜児ケ水区、利永区及び尾下区に居住する山川小学校に通学する児童と、スクールバスの運行に支障のない範囲において、教育委員会が特別な事情があると認めた児童生徒としています。

同条第2項において、通学時のスクールバスの運行に支障がないと認められるときは、学校教育に基づいて行われる授業又は行事に使用するときにおいて、スクールバスを使用することができるとしています。

次の38ページの第6条において、乗降場所について記載しております。

現時点において調整会議で説明しております、令和3年度予定の停留所については、山川方面は山川火葬場付近、市営土矢倉団地、山川文化ホールの3か所、徳光方面は徳光苑付近、徳光公民館、浜児ケ水集落センターの3か所、利永方面は利永集落センター、旧利永小学校の2か所を予定しておりますが、1月、2月に保護者に対し説明を行い、3月に決定したいと考えております。

また、児童に対しましては、3月に実際の通学時間に合わせた通学練習を実施できるように、学校と協議を進めているところであります。

第8条において、スクールバスの利用料は無料としています。

第9条から第11条までは、利用申請、変更申請などの手続について規定しております。

次の39ページをご覧ください。

第14条において、スクールバスの運転者の義務として、交通法令の順守、車両の保全整備、スクールバス運行日誌の記録を行うことを規定しております。

なお、スクールバス運転者の採用につきましては、今週の22日に面接を行いまして、内定者を決定したところでございます。

附則において、この規則は、令和3年4月1日から施行することとしておりますが、スクールバスの利用申請及び利用許可その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

2点の質問がございます。まず、第4条に利用する児童生徒のことについて書いてありますが、現時点で、それぞれの区で何人の児童生徒が利用するのか分かっていれば教えてください。

(中島室長)

令和3年度の利用予定者につきましては、山川方面が56名、徳光方面が49名、利永方面が18名となっております。

(七夕職務代理者)

次に、資料の39ページの第13条に、必要に応じて市長に報告するものとするとして書いてありますが、報告を行わなくてもよい事故等とは、どういうものなのか教えてください。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

(中島室長)

第13条第2項の規定につきまして、必要に応じて市長に報告するという表現がされておりますが、その必要の度合というものを考えております。例えば、児童生徒が乗っている場合の事故、児童生徒は乗っておらず、駐車場に停める際の事故など、その状況によって事故の度合が異なるものと考えまして、その重要性を鑑み、報告していきたいと考えているところでございます。これにつきましては、またどういったときに報告を求めていくか検討してまいりたいと思います。

(福富委員)

質問が3点ありまして、1点目は、第3条第2号の「前号に掲げるもののほか、特に教育委員会が必要と認めた事項」というのは、例えばどのようなことがあるのかということ。

2点目は、第4条第1項第2号の「前号に掲げる者のほか、次条の運行経路に支障のない範囲において、教育委員会が特別な事情があると認めた児童生徒」とありますが、この特別な事情というものは、どのようなものがあるのかということ。

3点目は、40ページに利用許可申請書、41ページに利用（変更）許可通知書とありますが、例えば、家が山川地区から成川地区に引っ越しをして、バスの利用がなくなった場合は、取り消しの書類は出さなくてもいいのか教えてください。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

(中島室長)

第3条第2号に、特に教育委員会が必要と認めた事項とありますが、第1項に掲げてあります児童生徒への安全指導の他に、教育委員会が、これについては学校長にお願いしたほうがいいというものがある場合もあるということを考え、このような書き方をしているところでございます。例えば、スクールバスの運行の仕方や、時間的なもの等について、学校のほうに必要な場合は認めると考えているところでございます。

それから2点目の、第4条第1項第2号の教育委員会が特別な事情があると認めた児童生徒についてですが、実際に住んでいる所からの通学ではなく、親の仕事の関係上、別な所にまず送って、そこから通学する。例えば、福元区の児童がいたとして、徳光に祖父母の家があった場合、都合上朝が早いから徳光にまず子供を送り、その子供が徳光の停留所から乗るといことも考えられます。なので、その区から乗る子供だけではなく、様々な事情によりスクールバスを利用したいという要望があった場合、それに対して教育委員会としては、特別な事情として協議をし、判断していきたいと考えております。

3点目の利用許可申請書、利用（変更）許可通知書についてです。スクールバスの範囲に入らない所へ引っ越しとなった場合につきましては、第4条におきまして、利用する児童生徒の範囲が書かれていますので、自動的にその子供はスクールバスを利用できないということですので。そこで変更の申し出があれば、それに対応するというところで考えているところでございます。

(別府委員)

スクールバスですから、毎月20日くらいの運行で、朝と学校が終わってからと複数台の車を走らせるわけです。これは運行管理の規則で、整備の管理や運転手の労働管理など、教育

委員会で管理をするとなつていますが、現場でのそういった管理は発生するのか、具体的にどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

実際に運行を始めるとなつたとき、毎日の運行の中で、例えば、道路に何かあつたとか、天候によって支障があるとかで、運行計画を変えなければならないこともあります。運転手が整備についても見るとなつていきますので、車の調子が悪いなどの整備管理も出てきて、そこに運転手の労働管理も発生します。なので、全体的にマネージメントする所が必要になつてくるのではないかなと思つていますが、そういった面は何か考えていらっしゃいますか。

(中島室長)

基本的には、学校と運転手の連携で児童生徒の送り迎えを行うこととなります。そういった突発的なことにつきましては、早めに運転手のほうにも出勤していただいて、車の状態についても見ていただくこととなります。そこでもし何かございましたら、すぐに連絡をとつていただいて、対応できる手を打たなければならないと考えております。

7台のバスを運行する予定ですが、運転手につきましては8名募集しております、もし運転手に何かあつた場合も、すぐに対応できるような体制をとるといふことで考えているところです。

その他、運転手の内定者に対して、2月、3月におきまして、運行に対する勉強会や、いろいろな対応の仕方についても話をさせていただきたいと考えております。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第55号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5、議案第55号は、提案のとおり可決することといたします。

7 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。

これより、その他に入ります。

まず、市スポーツ活動優秀団体の構成員の追加について、スポーツ振興課長に説明を求めます。

(紺屋課長)

別紙の令和2年度指宿市スポーツ活動優秀団体の資料をご覧ください。

前回の第11回指宿市教育委員会定例会において、指宿商業高校女子ソフトテニス部を指宿市スポーツ活動優秀団体ということにご同意いただいたところでございます。

この内、登録選手2名の漏れが判明したことから、構成員の追加をしたところでございます。追加した選手につきましては、指宿商業高校3年生の菖蒲谷百さん、同校2年生の森永日向さんでございます。

今後は、このようなことがないように推薦書の受付の際に、登録選手の把握に努めてまいりたいと考えております。

(吉元教育長)

次に、「市立小学校の元教諭による非違行為」について、学校教育課長に説明を求めますが、本件については、会議を非公開とし、傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(非公開)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

それでは、学校教育課長に説明を求めます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

ほかに何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和2年第12回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。